

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

兵 庫 県

## 目次

はじめに	1
第1 普及指導活動の課題	2
1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開	
2 県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出	
3 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実	
第2 普及指導員の配置に関する事項	3
1 普及指導員	
2 専門技術員	
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	3
1 普及指導員の研修について	
2 専門技術員の研修について	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	4
1 普及指導活動体制	
2 普及指導計画の策定と評価	
3 関係機関との連携	
4 試験研究機関との連携	
5 重点プロジェクト計画の実施	
6 調査研究の実施	
7 民間等との連携	
8 他の都道府県との連携	
9 普及指導活動へのICTの活用	
10 農業大学校における研修教育の充実強化	
11 行政施策の活用支援等	

## はじめに

兵庫県は、「日本の縮図」と言われるように、南北を海に面し、多様な自然環境を有するとともに、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路という歴史的に特色ある固有の風土・文化を持つ5つの地域で構成されている。

本県の農業生産は、耕地面積の9割以上を水田が占める中で、水稻作を中心とした水田農業をはじめとし、但馬牛を中心とする畜産や、都市近郊の立地を生かした園芸作物など、多様な農業経営が展開されている。

このような中、本県における国との協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、普及指導員が直接農業者に接し、高度な専門技術・知識を用いて、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能及び多様な関係者の有機的な連携構築や地域の合意形成促進等を行うコーディネート機能を発揮し、新規就農者の確保・育成や認定農業者や集落営農組織の育成及びこれら経営体の法人化、スマート農業の推進、環境創造型農業の取組拡大など本県農業の課題解決に取り組んでいる。

一方、本県農業は重要な担い手の高齢化や少子高齢化の進行による労働力不足とともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費・流通形態の変化など、農業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

さらには、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効など、経済活動のグローバル化の進展や、ライフスタイルの変化に伴う食に対するニーズの多様化、地球温暖化による農産物生産への影響、国の農政改革への対応等も新たな課題となっている。

これらの課題に的確に対応するため、市町、農業協同組合及びその他の関係者等と連携を図りながら、ひょうご農林水産ビジョン2030で定めた施策展開の基本方向に基づき、認定農業者や集落営農組織、新規就農者等への支援を行い、主体的に経営改善に取り組む農業者を育成することなどで農業の競争力を強化し、農業・農村の持続的な発展を図ることが重要である。

このため、本実施方針において、普及事業の課題や解決のための普及活動方法などを明確化し、効果的かつ効率的な事業の展開を図ることにより、施策目標の実現に資する。

## 1 第1 普及指導活動の課題

普及指導員は、直接農業者に接して高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び経営支援等を行うスペシャリスト機能と農業者と地域の関係者等をつなぐコーディネーターの役割を発揮し、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における維持・発展を総合的に支援することとし、以下の課題に重点を置いて活動を行うものとする。

### 1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

(1) 各地域の実情に応じた ICT や自動化技術等の先進技術の導入により、農畜産物の生産性向上や高品質化、軽労化を推進するため、市町や農業協同組合等関係機関や民間企業等と連携して情報収集や実証試験等に取り組み、農畜産業のスマート農業技術の導入・普及を進め、生産性の向上や農畜産物の高品質化等を支援する。

(2) 主体的に経営改善に取り組み、地域農業を支える認定農業者等に対して、多様な自然環境や消費地に近接する立地を生かした安定的な経営を支援することで、新たな産地の育成や拡大を進め県産農畜産物の生産拡大を図る。

(3) 地域就農支援センターとして、市町や農業協同組合等関係機関、親方農家となる先進的な農業者と連携し、就農希望者に対して、就農相談や就農計画策定、技術習得、就農後の地域定着まで一貫した新規就農者支援を行い、地域農業を牽引する農業者を育成する。

また、地域の担い手となる集落営農の組織化や法人化、個別経営体の法人化を進め、雇用の確保や円滑な経営継承を実現できる持続可能な経営体を育成する。

(4) 効率的・安定的な農業経営の基盤となる農地を地域の担い手に集積・集約するため、農業者や農地中間管理機構、市町、農業協同組合等関係機関と協力し合って、地域内での話し合いによる合意形成を支援する。

(5) 本県農業の基本である環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）を推進するため、スマート農業技術等を活用した化学肥料・化学合成農薬低減技術の導入など、地域の実情に応じた技術支援や経営指導を行うとともに、兵庫県認証食品の認証取得推進など、環境創造型農業で生産された農産物の需要拡大に向けた高付加価値化や差別化等を支援する。

また、生産者の農業生産工程管理（GAP）や有機 JAS 認証取得の取組を進めるとともに、農産物の需要に対応するため、有機 JAS 認証機関等と連携した実需者とのマッチング機会への情報提供など、新たな販路拡大を支援する。

(6) 地域や産地品目の将来像を描き、実現にむけた新商品開発や6次産業化に取り組むなど、生産から消費を結びつける新たな流通の仕組（フードチェーン）づくりを支援するとともに、地域特産物の兵庫県認証食品や商標等知的財産権の取得による類似品目との差別化を図り、ブランド化を支援する。

### 2 県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出

(1) 各地域の農畜産物を活用した加工品開発等において、HACCP に準じた製造工程管理の徹底や栽培時の農薬の適正使用などにより、県民の安全・安心につなげ、農畜産物や加工品の高付加価値化や取組組織の育成を通じて地域活性化を支援する。

(2) 野生動物による農業被害防止に向け、市町や農業協同組合等関係機関と役割分担し獣害対策の普及に取り組むとともに、地域ぐるみでの取組誘導など、被害防止対策を講じた農地や地域資源を活用した集落等の活動を支援し、地域の荒廃を防ぐことで安心して暮らせる地域を創出する。

### 3 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実

- (1) 農業者等による食育や市民農園、農家民宿等の開設などの活動を技術・経営面から支援することで、県民の農業に対する理解の醸成につながる機会を積極的に創出する。
- (2) 直売所等への出荷や都市との交流事業に取り組む農業者や組織に対して、栽培技術指導や運営の支援を行い、県民と農業者が顔の見える関係を強化することで、農業者の所得向上や地域づくりを促す。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

県下13箇所に農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を設置し、地域で普及指導活動を行う「普及指導員」（普及指導員資格未取得者を含む）を配置する。

また、全県的な視点で普及指導員の資質向上や、試験研究、行政等と普及指導活動をつなぎ課題解決を促進する「農業革新支援専門員」（本県においては「専門技術員」という。）を配置する。

### 1 普及指導員

#### (1) 役割

ア 農業者に対し地域の特性に応じて、農業に関する高度な技術及び経営改善に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う。

イ 地域農業について、先導的な役割を担う農業者や市町、農業協同組合など関係機関との連携の下、将来目標やめざす姿の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施を支援する。

#### (2) 配置場所

農業者との密接な関係を確保しつつ、市町や農業協同組合など関係機関との連携の下、地域の課題を解決して地域農業等の振興を図っていくため、普及センターに普及指導員を配置する。

#### (3) 配置方法

普及センターごとの普及指導員の配置数については、農家戸数、耕地面積など地域農業の規模や、作物別の生産状況や担い手数等の特性を考慮して定める。

### 2 専門技術員

#### (1) 役割

ア 普及指導員に対して、最新の農業技術や施策推進に関する研修の実施や情報提供等を行い、普及指導員の課題解決能力の向上を図る。

イ 普及指導員を通じて地域課題を抽出、整理し試験研究機関に提案するとともに、研究の成果を迅速に地域に普及することを通じて、地域課題の速やかな解決を図る。

ウ 関係機関と連携し、施策目標等の実現や本県農業の課題解決のための施策立案に向けた支援を行うとともに、立案された施策の円滑な推進を図る。

エ 普及指導員と連携し、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談や支援を行う。

#### (2) 配置場所

試験研究機関との密接な連携を保ち、本県農業の課題解決のための農業技術の円滑な開発と移転を図るため、農業革新支援センター（本県においては県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部という。）に専門技術員を配置する。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員が農業に関する高度な技術及び普及指導技術を習得し、普及事業の成果を着実にあげていくため、「普及指導員研修基本計画」を別に定めて、体系的に資質向上を図る。

なお、普及指導員研修基本計画は、国が定める協同農業普及事業の運営に関する指針（令和2年8月31日農林水産省告示第1693号）第四の一に掲げる人材育成計画としても位置付けて定めるものとする。

## 1 普及指導員の研修について

(1) 普及指導員は、自己研さんとして、現場での課題解決過程における自らの活動の評価・反省とそれに基づく改善を通じて、普及指導能力及び専門技術に関する能力を向上する。

(2) OJT 研修では、普及センターの管理・監督職の指導及び専門技術員の支援の下、現場で直面している課題の解決能力の向上を図るとともに、普及指導員相互の研さんを進める。

(3) 専門技術員が実施する研修については、次の目的ごとに、普及指導員の能力や経験に応じて企画する。

ア 農業者の自主的な取組を促す普及指導活動の方法についての研修

イ 専門的な技術に関する知識を高める研修

ウ 社会情勢の変化に対応した新たな課題についての研修

## 2 専門技術員の研修について

専門技術員は自らの専門項目についての知識・技術を絶えず向上させるよう自己研さんに努めるとともに、国や県が主催する研修に参加し、普及指導員の資質を向上させる能力、施策や研究課題を立案する能力等の資質向上と情報収集を図る。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動体制

農業者との信頼関係を醸成しつつ、農業者のニーズにきめ細かく応じた課題解決型の活動を進めていくため、普及センターは次の体制により活動を展開する。

(1) 普及センターには、普及指導活動を効率的かつ効果的に推進するため地域課と経営課を設置し、以下の体制により活動を展開する。なお、地域課と経営課を設置しない普及センターには、地域・経営課を設置する。

ア 地域課には、市町担当普及指導員を中心に配置し、地域特産物の生産振興や、中山間地域の活性化、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成など、地域農業の活性化に向けた支援を中心に取り組む。

イ 経営課には、(2)に定める専門指導項目を担当する普及指導員を配置し、高度専門技術の課題に対する普及指導活動、農業経営の改善指導など、経営改善意欲の高い中核的農業者に対する高度・専門的な技術・経営の支援を中心に取り組む。

(2) 普及指導員の専門指導項目は、野菜、果樹、花き、畜産、農産物活用の5項目とする。ただし、原則として、管理・監督職を除く主任以上の職員の専門指導項目については、当初設定した専門指導項目（第1専門指導項目）のほかに上記5項目のうち1項目を第2専門指導項目とする。

また、主作・農業機械、農業経営については、専門指導項目に加えて担当する。

### 2 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及センターは、ひょうご農林水産ビジョン2030アクションプラン（以下、「ビジョン等」と

1 いう。)に記載された施策を着実に推進するため、普及指導課題及び普及指導対象ごとの普及指  
2 導計画(5年間の活動計画を表す「基本計画」と年度の活動計画を表す「年度計画」)を策定す  
3 る。

4 なお、普及指導課題及び普及対象の設定にあたっては、施策の展開方向及び地域の実状に応  
5 じて、普及指導活動を行う必要性が高いものに重点化するとともに、特に重要な課題について  
6 は、地域課と経営課の連携及び複数の担当職員によるプロジェクトチームの編成など柔軟な推  
7 進体制を構築する。

8 (2)普及センターは、別に定める農業改良普及指導計画策定要領に基づき、普及指導計画の進行  
9 管理と評価を定期的実施する。

10 (3)農業改良課は、先進的な農業者や関係団体等で構成する会議において、年度計画に示した主  
11 要な課題の普及活動成果及び普及指導活動の体制等について、幅広く客観的な視点から意見を  
12 聴取する。

13 (4)普及センターは、(2)及び(3)の評価結果を踏まえて普及指導活動の改善や次年度以降の  
14 普及指導計画の策定を行うものとする。

### 15 3 関係機関との連携

16 (1)普及センターは、市町、農業協同組合、農業者等を構成員とする農業改良普及事業協議会の  
17 場などを活用し、普及指導計画の内容や評価に関しての検討を行うとともに、各関係機関が担  
18 うべき役割を明確化するなど、円滑な活動展開を推進するための体制づくりを行う。

19 (2)市町、農業協同組合や県関係機関等が地域農業の発展のために開催する会議等に参画し、農  
20 業技術・経営のスペシャリストとして、かつ、地域農業のコーディネーターとして、ビジョン  
21 等に即した地域の目標等を提案するとともに、地域の課題解決に向けた関係機関の取組を促す。

### 22 4 試験研究機関との連携

23 専門技術員をはじめ普及指導員は、県立農林水産技術総合センター及び国の試験研究機関が  
24 行う研究開発に積極的に参画し、現地の状況・問題を伝達して、より実用性の高い技術開発を  
25 促すとともに、研究成果の迅速な普及に努める。

### 26 5 重点プロジェクト計画の実施

27 専門技術員は、今後先行的に調査する必要性の高い課題や早急に解決が求められる課題等、  
28 専門技術員の総合的知見から必要と認められる重要な課題を重点プロジェクト計画として定め、  
29 普及センターと連携して活動を推進する。

### 30 6 調査研究の実施及びその成果の活用

31 普及指導員及び専門技術員は地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関  
32 する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を実施し、その成果を普及指導に活用する  
33 よう努める。

### 34 7 民間企業等との連携

35 普及センター及び企画調整・経営支援部は、公的機関として第1に掲げる課題の解決に取り  
36 組むとともに、民間企業等と連携して取り組むべき次のことについては、適切に役割分担を図  
37 りながら普及指導活動を展開する。

38 (1)経営、農産物加工、マーケティング等、重要かつ専門性の高い分野においては、農業者の能  
39 力向上に対する普及指導活動の質の向上を図る観点から、積極的に民間等の専門家を活用する  
40 など、民間企業等との連携を図る。

- 1 (2) スマート農業をはじめとする最新の技術については、意欲ある農業者等への相談に対応する  
2 ため民間企業等と連携し、専門技術員が中心となって必要な情報等を収集・整理するとともに、  
3 普及指導員は各地域の実情に応じた技術実証等においてその情報等を活用するよう努める。
- 4 (3) 農薬・肥料・種苗業者等、産地にとって有用な技術や情報等を有する民間企業については、  
5 産地の状況に合わせた新技術の確立に向けて技術実証等により連携を図る。
- 6 (4) 新規就農者の確保・育成や地域農業・農村の振興のための施策の推進にあたっては、農業経  
7 営士、女性農漁業士など先進的な農業者等と緊密な連携を図る。
- 8 (5) 地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興及び新型コロナウイルス等感染症拡大に伴  
9 う消費・流通形態の変化にも対応できるよう、市場、流通販売業者、商工会議所、観光産業等  
10 の農業生産以外の分野との連携を図る。

## 11 8 他の都道府県との連携

12 専門技術員は、国が開催する農業革新支援専門員ネットワーク会議等に参加し、他の都道府県  
13 と共通する課題の解決に向けて、情報交換等を行い連携を図る。

## 14 9 普及指導活動へのICTの活用

- 15 (1) 普及指導員の資質向上に向け、SharePoint 掲示板等を活用して普及現地情報や技術情報等の  
16 各普及指導員が持つ有益で現地適応性の高い技術・情報の蓄積・共有化を図る。
- 17 (2) 農業者や市町、農業協同組合等関係機関への農業技術・経営に関する情報等を迅速に提供す  
18 るため、タブレット端末やオンライン会議システム等を活用した普及指導活動に努める。また、  
19 これらの情報機器を活用し、自然災害や新型コロナウイルス等感染症発生時にも継続的な普及  
20 指導活動が行える体制を整備する。
- 21 (3) 農業者の特徴的な取組や普及活動の成果等について、県ホームページ等を通じて県民へ広く  
22 情報発信し、県民の普及事業の理解の促進に努める。

## 23 10 農業大学校における研修教育の充実強化

- 24 (1) 農業大学校は、生産から流通にわたるきめ細やかかつ実践的な教育を実施し、スマート農業  
25 など、社会環境の変化に対応できる高度な技術力や経営力と、地域農業を先導する幅広い視野  
26 を有する農業者の育成を図る。
- 27 (2) 担い手の経営力を一層向上するための研修や、新規に就農を希望する者が農業技術・経営力  
28 を円滑に習得できる研修の実施や、農業高校生に対する実践的な研修機会の提供など、研修教  
29 育の充実強化を図る。

30 また、農家子弟でない学生や社会人等幅広い世代の円滑な就農に向け、就農相談や農業法人  
31 等とのマッチング等の就農支援を実施するとともに、就農後における地域への定着が図られる  
32 よう継続的な支援を行う。

- 33 (3) 研修教育の実施にあたっては、普及センターや農業経営士、女性農漁業士など地域の先進農  
34 業者や民間企業等と連携し、地域農業を担うべき者の養成を効率的・効果的に行う。

35 また、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価  
36 を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容の改善を図る。

## 37 11 行政施策の活用支援等

38 普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、農業者が補助事  
39 業、制度資金等の行政施策を活用する際には支援に努める。